

鶴見川多目的遊水地土壌処理技術検討第 2 回委員会が、平成 12 年 3 月 7 日に新横浜で開催されました。

議事内容

1. 第 1 回委員会の議事録の確認を行いました。
2. 追加調査の結果報告を行いました。
 - ・ 対象地の汚染状況については、箇所毎に汚染状況に違いがあることから、対策については、汚染物質(重金属類、有機塩素系化合物、ダイオキシン、PCB)毎に、それぞれの汚染のレベルに対応した対策案を検討することにした。
 - ・ ダイオキシン類及び PCB 異性体(コプラナ PCB)分析の結果報告。
 - ・ 有害物質による生物への影響についての調査方針の確認。
 - ・ PCB 汚染の対策事例(海外)について報告。
3. 討議結果は以下の通りで、上記の追加調査を踏まえ対策方針を討議しました。
 - ・ PCB による汚染範囲の結果報告。
 - ・ 遊水地周辺的环境を良好に保持するために、汚染物質を外部へ拡散させないことを第一義とした、現実的な対応を図る。
 - ・ 異物混入土の総量約 11 万立方米と膨大なことから、対象地の大多数を占める低いレベルでの汚染エリアについては、現地封じ込めとする。しかしながら、リスクレベルの高いエリアについては無害化処理を目標とする。
 - ・ 現地封じ込めにあたっては、地下水の長期的モニタリングを並行して行うものとする。なお、遊水池内の工事工程、並びに対策工の工事工程に沿って適切にモニタリングを実施する。
 - ・ 対策工法選定にあたっては、コストも重要な判断材料であるが、より実効のある妥当性のある工法を検討する。
 - ・ 汚染土壌対策について以下の 3 分類とする。
 - (1) 油分等のないコンクリートガラ等
安定型処分場に搬出または有効利用を図る。
 - (2) PCB で除去基準以上の高濃度に汚染された土
無害化処理を目標とする。なお、現在の技術水準では即応は必ずしも容易でないことから、一時的に場内保管を行って、将来恒久的な対応を図ることも考慮する。
 - (3) 油分含有土・異物混入土
管理型処分場相当の遮水構造を導入して、場内封じ込めとする。
 - ・ 排水門設置位置を上流側に変更する提案については、基本的に了承する。

次回委員会については、4 月 28 日(金)10 時新横浜駅周辺にて開催いたします。

* 委員会資料については、京浜工事事務所で閲覧することができます。

横浜市鶴見区鶴見中央 2-18-1 TEL 045-503-4006

問い合わせ先:工務課 工務課長